

第34回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 5年3月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 73号 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 5 | 議案第186号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 6 | 議案第187号 農業振興地域整備計画の変更について | 4件 |
| 第 7 | 議案第188号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 8 | 議案第189号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 3件 |
| 第 9 | 議案第190号 令和5年度最適化活動の目標の設定について | |
| 第10 | 議案第191号 職員の出向について | |
| 第11 | 議案第192号 職員の任用について | |

○出席委員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君 | 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 |
| 4番 笛木 眞一 君 | 6番 津野 齊 君 | 7番 佐瀬日出夫 君 |
| 8番 熊谷 英二 君 | 9番 澁谷 洋 君 | 10番 渡邊 裕義 君 |
| 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 | 13番 平山 正志 君 |
| 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

- 番 ●●●● 君

○欠席委員（1名）

- 5番 嶋中 勝 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 振興係長 和田 千春 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主任 大河原 広 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第34回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時06分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・甲斐君 13番・平山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第34回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第73号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第73号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第73号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別添のとおりとなっております。

標茶町賃借料情報、令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名は標茶町全域。

平均額2,400円。

最高額3,200円。

最低額1,200円。

データ数、279筆。

先ほど、全体協議会にて説明いたしました但、参考賃借料の廃止により、今後は、この賃借料情報を参考に賃借料の設定をしていただくこととなります。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第73号は報告のとおり承認されました。

◎議案第186号

○会長（佐藤徳市君）日程第5。議案第186号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君）はい。

議案第186号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●。

土地の表示、字上多和64-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、10,093㎡他4筆。合計面積は156,654㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年3月1日。

契約期間、令和3年3月1日から令和8年2月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年3月8日となっております。

なお、番号1につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第186号、番号1について説明させていただきます。

3月22日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第186号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第187号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第187号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題と致します。

なお、●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第187号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

区分、編入。

地番、字阿歴内71番地2。

現況地目、山林。

面積、29,119㎡。

事業計画の名称、道営草地整備事業。

事業主体、標茶町。

事業開始は、令和6年度。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺の内への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺の内への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

なお、番号2から番号4まで、区分、事業計画の名称、事業主体、事業開始、事業の必要性、緊急性、土地選定の理由が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

続いて番号2。

地番、字阿歴内30番地1。

現況地目、山林。

面積、110,571㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

続いて番号3。

地番、字阿歴内原野南4線135番地1。

現況地目、原野。

面積、16,284㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

続いて番号4。

地番、字塘路256番地7。

現況地目、山林。

面積、5,600㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺です。

議案第187号、番号1から番号4について報告を致します。

3月20日に佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は阿歴内で農地を所有する●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが農振農用地区域外の原野を道営草地整備事業を活用して、農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地を農地にすることで隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われ
ます。

また、周辺農地へ及ぼす非該当の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認め
ます。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・小
野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第187号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第188号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第188号、農地法第3条の規定による許可申請について、
内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第188号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議

決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

貸付人 ●●●● ●●●●さん。

借受人 ●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野 1 4 線東 6 の内。

地目、登記簿 山林、現況 畑。

面積、6,887㎡。

契約の種類 地上権の設定（許可日から 10 年）。

権利設定の理由 貸付人 相手方要望、借受人 太陽光発電所運営のため

資金調達の方法及び価格 年間154,000円

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15 番・森田君。

○15 番（森田享子君） 15 番・森田です。

議案第 188 号、番号 1 について説明させていただきます。

3 月 15 日に現地調査をしてまいりました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

貸主の●●●●さんは、●●●●さんの要望により、借受人の●●●●さんは、太陽光発電施設の設置に伴う地上権の設定のため、今回の申請となりました。

今回の申請は、地上権の設定を目的としておりますので、農地を耕作することは要件に含まれておりません。

また、地上権の設定の対象とされた農地及びその周辺の農地等の利用上支障がなく、関係権利者との調整も整っていると認められます。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 188 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 189 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 189 号、農用地利用集積計画の作成の要請について、

内容 3 件を議題と致します。

番号 1 を、議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第 189 号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野南 1 線 2 4 9 の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、1,400㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 5 年 3 月 3 1 日から令和 5 年 12 月 3 1 日まで。

土地の引渡時期、令和 5 年 3 月 3 1 日。

金額、年間 4,200 円。

支払方法、毎年 10 月末日までに指定口座振り込み

なお、番号 1 につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・佐瀬君。

○7 番（佐瀬日出夫君） 7 番・佐瀬です。

議案第 189 号、番号 I について報告致します。

3 月 18 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、宇阿歴内42-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、65,000㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年4月1日から令和13年4月29日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月1日。

金額、年間208,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号2につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 7番・佐瀬君。

○7番(佐瀬日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第189号、番号2について報告致します。

3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野52の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,618㎡他1筆。合計面積84,797㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年3月31日から令和10年3月30日まで。

土地の引渡時期、令和5年3月31日。

金額、年間254,391円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振り込み

なお、番号3につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第189号、番号3について報告致します。

3月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案189号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第190号

○会長(佐藤 徳市君) 日程第9。議案第190号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第190号について説明をさせていただきます。

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)は、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第190号は原案可決されました。

◎議案第191号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第191号、職員の出向について、を議題と致します。事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第191号について説明させていただきます。

職員の出向について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員の出向について承認を求めるものであります。

1. 出向する者の職氏名及び生年月日

農地係主任 大河原 広 平成元年4月13日生まれ。

2. 出向発令年月日は、令和5年3月31日であります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案191号については承認されました。

◎議案第192号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第192号、職員の任用についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第192号について説明させていただきます。

職員の任用について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求めるものであります。

1. 任用する職員の職氏名及び生年月日

農地係長 青島 雅明 昭和59年4月11日生まれ。

振興係主任 湊谷 沙紀 昭和62年5月12日生まれ

2. 任用年月日は、令和5年4月1日であります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案192号については承認されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第34回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第34回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時33分閉会）